

るさいに年金権の移転も可能となつたが、この場合に年金権の移転に関する雇主の許可は強制できるものではない。

新法に対する批判

新法は全般的な支持は得ているものの、若干の議員による批判も見うけられる。

Michael J. Harrington (民主党・マサチューセッツ州選出)は、1人の雇主から別の雇主に年金権を移転することを強制する規定が欠けていることを指摘して「この立法は雇用の完全な自由を妨げている制限の若干を改正するいっぽう、被用者に年金権を取得させるために、一定の期間1か所の雇用場所に止まる必要を認めることで被用者の就労を完全に自由にしていない」と語った。

また James M. Collins (共和党・テキサス州選出)は「連邦政府は私的年金の分野にまで介入すべきでない、なぜならば連邦の干渉は私的年金プランの自由な発展を妨げ、政府規制を強化する事態になるであろうから」と批判している。

The Christian Science Monitor, Sept 4, 1974.

U.S. News & World Report, Aug 26, 1974.

Congressional Quarterly Weekly Review, Aug 24, 31, 1974.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

社会保障法の改正(1974年)

(アメリカ)

1971年に、社会保障の分野では、7月の公法93-335号と8月の公法93-368号による改正が行われた。これらの改正は次の主要な内容を含んでいた。

補足的保障所得制度(S S I)の給付では、社会保障の現金給付に物価指標の変化を対応させた自動的調整が行なわれる場合、同一の調整率を用いて同じ月の給付から自動的に給付額と所得制限の上限を、引上げられることになった。また、州政府がS S Iの給付を受給できる該当者に、前払い式暫定的な支払いを行った場合に、連邦政府がその州政府に給付費を払い戻すことになった。

健康保険の医療給付では、医師の養成に当る学校や教育病院で教育や指導を担当する医師の医療サービスについて、医療費をカバーする期間の延長が含まれている。

また、社会保障制度で所得とみなす範囲に、農場を貸したときの地代は所得に含められていたが、農業管理者を用いて農業を経営する場合や、農場主が商品である農産物の生産に事実上参加しない場合には、農場から得た所得が対象に含まれないことになった。

なお、前述したS S Iの制度による受給者には、生活困窮者に支給する食料切符を支給していなかったが、所得が所定の水準以下の場合には、老齢者、盲人、廃疾者を対象に食料切符が支給されることになった。

さらに、失業率の高い州では失業保険給付の受給期間を延長する改正も含まれていた。

Social Security Amendments, 1974, Social Security Bulletin, Vol.37, No.10, Oct, 1974, pp. 40~41 and 50~51.

(平石長久 社会保障研究所)